

第 8 章 その他

第 8 章 その他

第 1 節 特定施設および除害施設の設置等届出

1 事業場排水に関する届出の種類

(1) 下水道法に基づく特定施設の設置等の届出

特定施設とは、水質汚濁防止法第 2 条第 2 項およびダイオキシン類対策特別措置法第 12 条第 1 項第 6 号に規定する特定施設であり、これを設置して公共下水道を使用する者は、法第 12 条の 3 第 1 項の規定に基づき、届出を行い、計画の内容について事前に審査を受けなければならない。

なお、特定施設の設置等届出、審査の流れは表 8－1、図 8－1 のとおりである。

表 8－1 特定施設の設置等届出一覧表

届出を必要とする場合	特定施設から下水を排除しようとするとき (法第 11 条の 2 第 1 項の届出をする場合を除く)	特定施設を設置しようとするとき	新たに特定施設として指定されたとき	特定事業場が公共下水道等の使用を開始したとき	既に届出した事項を変更しようとするとき	特定施設の使用を廃止したとき	既に届出した事項に変更があったとき	既に届出した特定施設を譲り受け又は借り受けたとき
届出書類	公共下水道使用開始届 様式集 91	特定施設設置届出書 様式集 54	特定施設使用届出書 様式集 62	特定施設使用届出書 様式集 62	特定施設の構造等変更届 様式集 63	特定施設使用廃止 様式集 64	氏名変更等届出書 様式集 65	承継届出書 様式集 66
根拠法	法第 11 条の 2 第 2 項	法第 12 条の 3 第 1 項	法第 12 条の 3 第 2 項	法第 12 条の 3 第 3 項	法第 12 条の 4	法第 12 条の 7	法第 12 条の 7	法第 12 条の 8 第 3 項
届出期限	あらかじめ	着工の 60 日前	30 日以内	30 日以内	着工の 60 日前	30 日以内	30 日以内	30 日以内
届出内容	1 排除場所 2 排水口数 3 開始年月日 4 特定施設の種類の種類	1 氏名又は名称および住所ならびに法人にあっては、その代表者の氏名 2 工場又は事業場の名称および所在地 3 特定施設の種類の種類 4 特定施設の構造 5 特定施設の使用の方法 6 特定施設から排出される汚水の処理の方法 7 公共下水道に排除される下水の量および水質その他の国土交通省令で定める事項			左欄の 4 から 7 までの事項で変更しようとするもの	使用を廃止した特定施設	第 1 欄 1 および 2 の事項で変更したもの	承継の内容(譲り受け、借用、相続、合併、分割)
摘 要		受理書を交付、実施制限を受ける			受理書を交付、実施制限を受ける			

届出審査のフロー

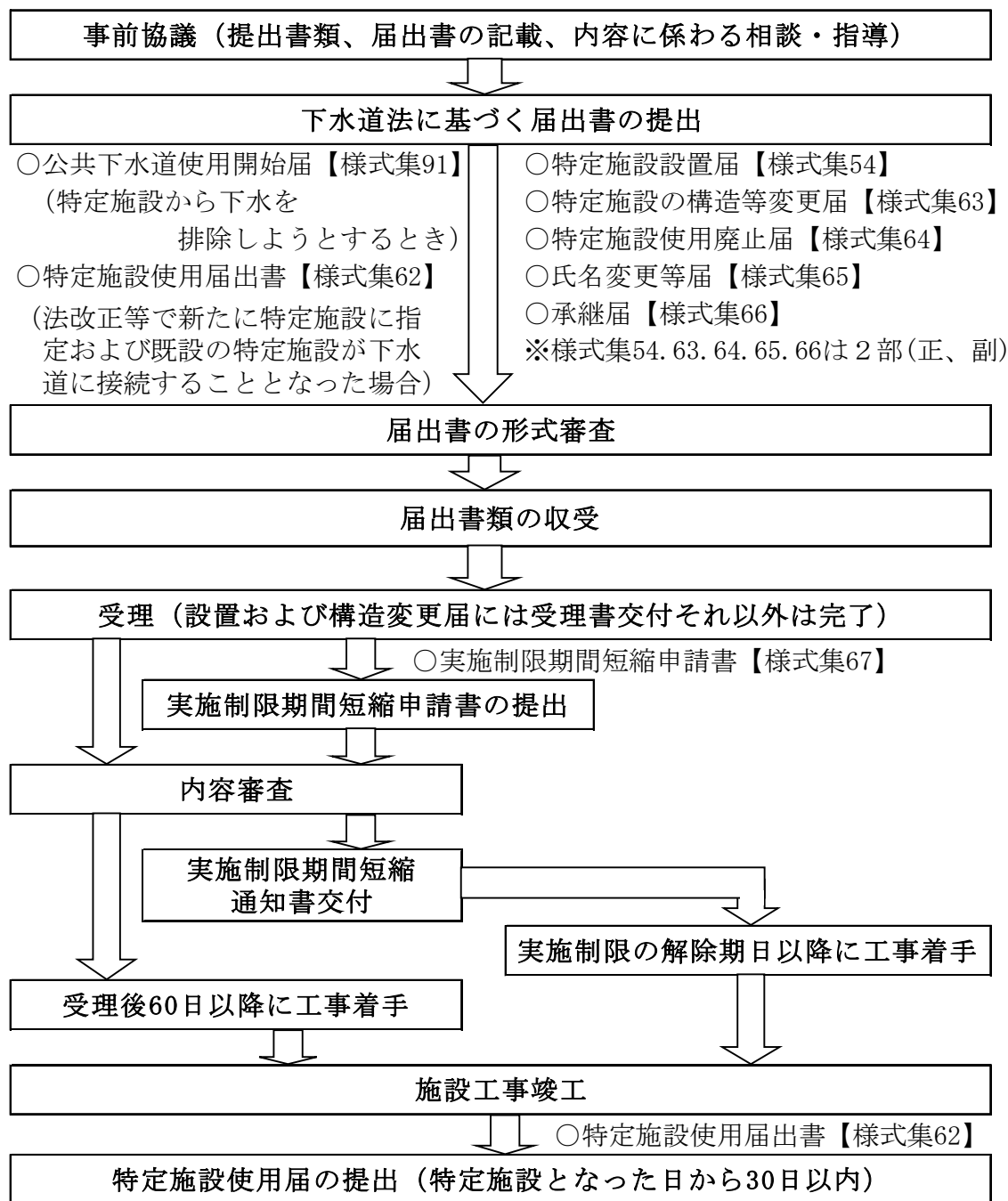


図 8 - 1 特定施設の届出に係る審査の流れ

(2) 秋田市下水道条例に基づく届出（第7条）

除害施設を設置し、休止し、又は廃止しようとする者は、管理者に届けなければならない（除害施設設置等届【様式集19】）。

2 届出書類の審査の要点

届出書は、直ちに形式審査を行い受理するものとし、処理期間の目安等については以下のとおりである。なお、別紙が伴う特定施設設置届出書、特定施設構造等変更届出書、除害施設設置等届については別途内容審査を行う。

(1) 処理期間の目安

各種届出書類の処理期間の目安は表 8－2 に示すとおりである。

表 8－2 処理期間の目安

届出事項	根拠法令	処理期間の目安	
		受理	内容審査
特定施設設置届出書	法第 12 条の 3 第 1 項	1 日	30 日
特定施設使用届出書	法第 12 条の 3 第 2 項 法第 12 条の 3 第 3 項	1 日	—
特定施設の構造等変更届出書	法第 12 条の 4	1 日	30 日
氏名変更等届出書	法第 12 条の 7	1 日	—
特定施設使用廃止届出書	法第 12 条の 7	1 日	—
承継届出書	法第 12 条の 8 第 3 項	1 日	—
実施制限期間短縮申請書	法第 12 条の 6 第 2 項に準拠	1 日	—
除害施設設置等届出	条例第 7 条	1 日	30 日

(2) 形式審査

形式審査は、届出書を受理するに当たり、書類に不備がないか形式的に確認するものである。

届出書は、特定施設設置届出書、特定施設使用届出書、特定施設の構造等変更届出書、氏名変更等届出書、特定施設使用廃止届出書および承継届出書については 2 部（正、副）提出し、それ以外は 1 部を提出するものとする。

なお、届出書は、次の事項について注意又は確認した上で提出すること。

ア 共通項目

- (ア) 備考等に記載している注意事項を確認した上で作成すること。
- (イ) 届出年月日、申請者の住所、氏名、連絡先等の記載漏れの確認。
- (ウ) 不要な項目は二本線で消去。
- (エ) 必要とする添付書類の確認。

イ 個別項目

- (ア) 特定施設設置・特定施設使用届出書、特定施設の構造等変更届出書
特定施設の番号、名称、特定施設の構造、使用、汚水の処理の方法、下水の量および水質、用水および排水の系統等の別紙様式と添付書類等。
- (イ) 氏名等変更届出書
変更の内容、変更年月日、変更の理由。
- (ウ) 承継届出書
承継の年月日、被承継者の氏名又は名称、住所、承継の原因。
- (エ) 除害施設に関する届出書

除害施設の新設・変更等の別、設置場所および使用者、施工者、排水の記載内容のほか、事業場の概要、除害施設の計画説明書、除害施設の維持

管理計画の別紙様式と添付書類等の確認。

3 内容審査

内容審査は、届出書の記載内容のほか、排除基準に適合している施設となっているか確認する。このため、届出書は、次の事項について検討等を行う必要がある。

(1) 事前協議

ア 生産工程

業種、規模、使用する原材料・薬品等を事前に調査し、水量および水質の変動等について検討する必要がある。

(ア) 業種および規模等

(イ) 原材料・薬品

(ウ) 水量および水質の変動等

イ 目標処理水質

目標処理水質が当該事業場に係る下水排除基準に適合していること。

ウ 濃厚廃液等について

濃厚廃液および汚泥の処分方法、委託の場合は許可業者であること。

エ 用地と配置の確認

除害施設等を設置する用地およびそれらを維持管理するスペースが確保されていること。

(2) 共通事項

ア 排水の系統分離

事業場内の排水経路は、処理が必要となる工程排水と必要がない生活排水や間接冷却水等を区別し、必要ない排水は除害施設等に流入しないようにすること。

また、処理が必要となる排水は、適切に処理を行うために、必要に応じて排水の特質および適用する処理方法ごとにいくつかの系統に分離する必要がある。

イ 排水の特質に応じた処理方法

(ア) 確実な処理効果が得られ、維持管理が容易であること。

(イ) 建設費および維持管理費が安価であること。

(ウ) 発生汚泥量が少なく、その処理および処分が容易であること。

4 実施制限期間の短縮

法第 12 条の 6 第 2 項では、管理者が届出に係る事項の内容が相当であると認めた場合は、実施の制限期間を短縮することができることとなっている。このため、届出者が正当な理由でこれを希望する場合は、局と協議の上実施制限期間短縮申請書【様式集 67】を提出するものとする。

なお、このことについて、管理者が適当と認めた場合は、実施制限期間短縮通知書【様式集 69】により通知する。

5 特定施設一覧表

特定施設は、排水の水質の規制が必要な施設として1の(1)に記載した法令により指定されたものであり、次のとおりである。

(1) 水質汚濁防止法に規定する特定施設

人の健康を害するおそれのあるもの又は生活環境に対して害をもたらすおそれのあるものを含んだ水を流す施設で、表8-3のとおり水質汚濁防止法施行令で定められている。

(2) ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設

ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設で、表8-4のとおりダイオキシン類対策特別措置法施行令で定められている。

表8-3 水質汚濁防止法に規定する特定施設（同法施行令別表1）

番号	名 称
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘削用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 豚房施設(豚房総面積 50 m ² 以上) ロ 牛房施設(牛房総面積 200 m ² 以上) ハ 馬房施設(馬房総面積 500 m ² 以上)
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。) ハ 湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(流送施設を含む。) ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む) ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設

13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設(流送施設を含む) ハ 分離施設 ニ 渋だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18 の 2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
18 の 3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
21 の 2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
21 の 3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21 の 4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設(抄造施設を含む) リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
23 の 2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
25	削除
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
27	26 以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設

	ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゅう施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゅう施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゅう施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業(5・10・13 以外)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸りゅう施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゅう施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ フッ素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゅう施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゅう施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 蒸りゅう施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
37	石油化学工業(31・32・33・34・35・36・51 以外で石油又は石油副生ガス中の炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゅう施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゅう施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゅう施設及び硫酸濃縮施設

	チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゅう施設及び濃縮施設 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゅう施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゅう施設 ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
38 の 2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設
41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
46	有機化学工業製品製造業（28～45 以外）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（Cd、CN、有機燐、Pb、Cr、As、Hg、PCB、トリクロロチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ほう素、ふっ素、アンモニウム、塩化ビニルモノマー1,4-ジオキサンを含有する物を混合するもの） ホ 廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸りゅう施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設

51 の 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51 の 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
59	砕石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設(熔融塩電解施設を除く。) ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
63 の 2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63 の 3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)
64 の 2	水道施設(水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 3 条第 8 項に規定するものをいう)、工業用水道施設(工業用水道事業法(昭和 33 年法律第 84 号)第 2 条第 6 項に規定するものをいう。)又は自家用工業用水道(同法第 21 条第 1 項に規定するものをいう)の施設のうち、浄水施設(浄水能力が 10,000m ³ /日以上)であって次に掲げるもの イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めっき施設
66 の 2	エチレンオキサイド又は 1,4-ジオキサンの混合施設(前各号に該当するものを除く。)

66 の 3 (注 1)	旅館業(旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 2 条第 1 項に規定するもので下宿営業を除く)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗たく施設 ハ 入浴施設
66 の 4	総床面積が 500 m ² 以上の共同調理場(学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)第 5 条の 2 に規定する施設をいう。)に設置されるちゅう房施設
66 の 5	総床面積が 360 m ² 以上の弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設
66 の 6	総床面積が 420 m ² 以上の飲食店(66 の 7 及び 66 の 8 に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設
66 の 7	総床面積が 630 m ² 以上のそば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の常主食と認められる食事を提供しない飲食店(66 の 8 に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設
66 の 8	総床面積が 1,500 m ² 以上の料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設
67	洗たく業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68 の 2	病院(医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定するものをいう。)で病床数が 300 以上であるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69 の 2	中央卸売市場(卸売市場法(昭和 46 年法律第 35 号)第 2 条第 3 項に規定するものをいう。)に設置される施設(水産物に係るものに限る。)であって、次に掲げるもの イ 卸売場 ロ 仲卸売場
69 の 3	地方卸売市場(卸売市場法第 2 条第 4 項に規定するもの(卸売市場法施行令(昭和 46 年政令第 221 号)第 2 条第 2 号に規定するものを除く。)をいう)に設置される施設(水産物に係るもの限り、これらの総面積が 1,000 m ² 以上の事業場)であって、次に掲げるもの イ 卸売場 ロ 仲卸売場
70	廃油処理施設(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和 45 年法律第 13 号)第 3 条第 14 号に規定するものをいう。)
70 の 2	自動車特定整備事業(道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 77 条に規定するものをいう。)の用に供する洗車施設 (屋内作業場の総面積が 800 m ² 未満のもの及び 71 に掲げるものを除く。)
71	自動式車両洗浄施設
71 の 2	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場に設置される業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設
71 の 3	一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 8 条第 1 項に規定するものをいう)である焼却施設
71 の 4	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定するものをいう)のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)第 7 条第 1 号、第 3 号から第 6 号まで、第 8 号又は第 11 号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第 14 条第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第 14 条の 4 第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けること

	を要しない者を除く。)をいう。)が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く)
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く。)
72	し尿処理施設(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。)
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前2号に上げる者を除く。)

(注1) 下水道法では、旅館業に供するちゅう房施設・洗たく施設・入浴施設(温泉を利用するものは除く)の3つは届出対象から除かれる。

表8-4 ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設(同法施行令別表2)

番号	名 称
1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る)の用に供する施設の うち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げる もの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設
11	8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジインドロ[3,2-b:3',2'-m]トリフ ェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に[ジオキサジン バイオレット]という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生 するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
13	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機によ り集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げる もの

	イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
14	担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリによる抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る)によるものを除く。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設
15	廃棄物焼却施設(火床面積 0.5 m ² 以上又は焼却 50kg/時以上)の廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)第 7 条第 12 号の 2 及び第 13 号に掲げる施設
17	フロン類(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成 6 年政令第 308 号)別表 1 の項、3 の項及び 6 の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
18	下水道終末処理施設(第 1 号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)
19	第 1 号から第 17 号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水(第 1 号から第 17 号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前号に掲げるものを除く。)

第 2 節 ディスポーザの取扱い

本市では、ディスポーザを設置する場合、第 9 章の 7「秋田市ディスポーザ排水処理システム等取扱い要領」(本節では「要領という」。)に基づき指導する。

1 種類および設置

ディスポーザは、以下のとおり 3 種類あり、本市では、生物処理タイプの設置のみ認めている。

(1) 生物処理タイプ

ディスポーザ排水と台所排水を専用排水管で処理槽へ導き、生物処理した処理水を公共下水道へ排水するタイプ。

(2) 機械処理タイプ

ディスポーザ排水と台所排水を機械的な装置によって固液分離し、処理水のみを公共下水道へ排水するタイプ。

(3) 単体ディスポーザ

発生した生ごみを機械設備で破砕し、直接公共下水道へ排水するタイプ。

2 申請

ディスポーザを設置する場合、排水設備工事計画確認申請書に以下の書類等を提出し、管理者の確認を受けなければならない。また、このほか、メーカーからの使用承認申請が必要となることから、事前に局に相談すること。

(1) 認定書の写し

(2) 仕様書(ディスポーザ、排水処理槽および算定根拠)

- (3) 維持管理計画書（維持管理体制、処理水質基準、点検項目（維持管理、清掃、汚泥処理、水質等））
- (4) 維持管理業務委託契約書の写し
- (5) 確約書（要領様式第1号）【様式集 80】
- (6) その他認定の内容との適合性を判断するために必要な書類

第3節 半地下家屋等の浸水対策

半地下家屋等の周辺地盤面より低い家屋は、豪雨時に下水道管からの逆流等に対して、検討を行う必要がある。

1 半地下家屋の定義

半地下家屋は、床面が周辺地盤より低い建物であって、建築基準法施行令第1条の「地階」扱いを受けないものである。

2 半地下家屋等の浸水対策

(1) 下水管路からの下水の逆流対策

排水設備を自然流下方式としている場合、豪雨時に下水道管内の水位上昇により宅地内へ逆流し、道路面や周辺の地盤面より低い位置にある浴室や洗面器等の排水口より下水が逆流することがある。この逆流を避けるため、排水ポンプや逆止弁等設置を行う必要がある（図8－2 豪雨時の対策②参照）。

(2) 道路面等からの浸入水対策

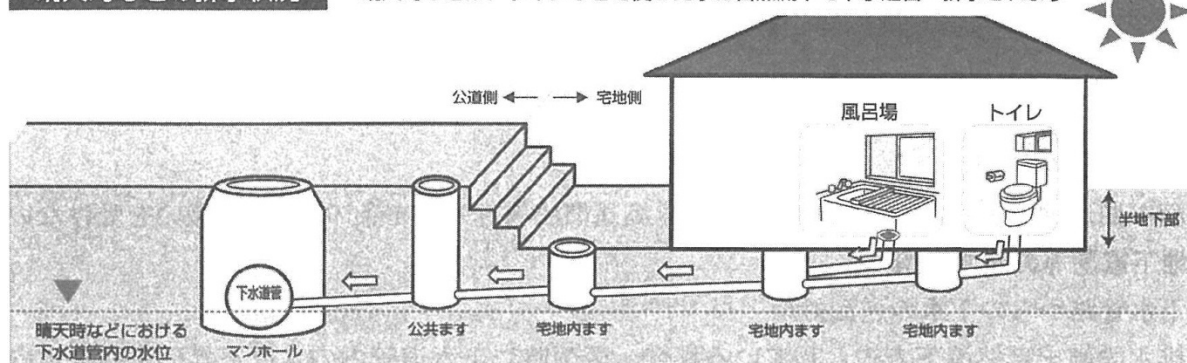
周辺地盤より低くした家屋や駐車場は、豪雨時に道路面等にあふれた雨水がスロープ等を伝わって屋内に浸水しやすいことから、半地下家屋等は、出入り口を道路面より高くするなどのほか、土のうや止水板を用意し緊急時に備えておく必要がある（図8－2 豪雨時の対策①参照）。

(3) 低地の雨水ポンプ排水

敷地が窪地等で雨水の自然排水が困難な場合には雨水をポンプで排除することとなるが、この場合、屋根排水等で自然排水可能な雨水は除くなど工夫を行いながらポンプ能力を決定するとともに、放流先の下水管の流下能力との整合も図る必要がある（図8－2 豪雨時の対策②参照）。

晴天時などの排水状況

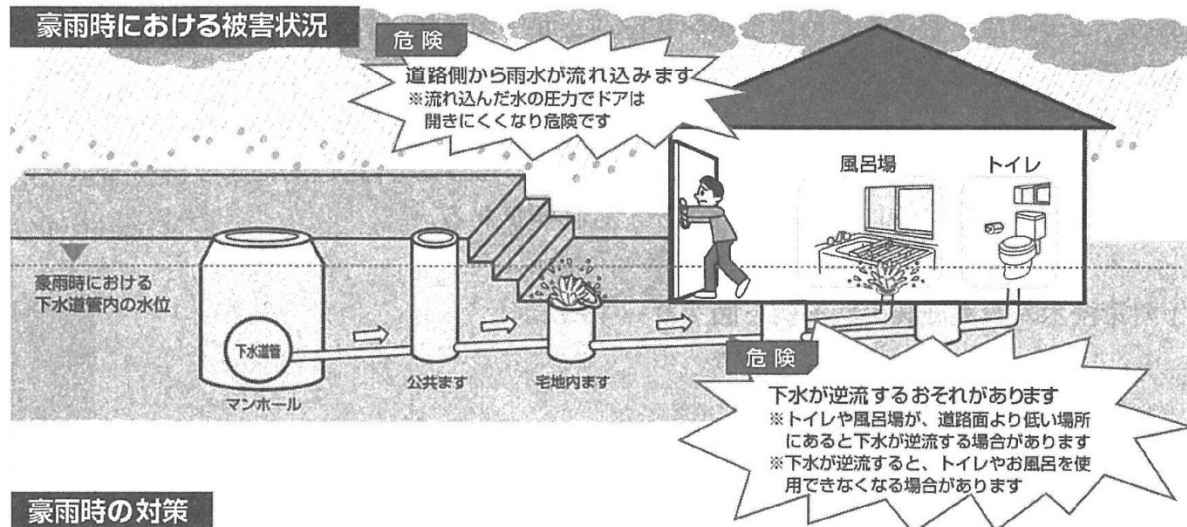
晴天時などは、トイレなどで使った水は自然流下で下水道管へ排水されます



豪雨時における被害状況

危険

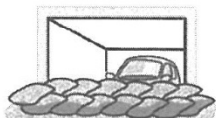
道路側から雨水が流れ込みます
※流れ込んだ水の圧力でドアは開きにくくなり危険です



豪雨時の対策

① 浸水対策

(1)土のう、水のう



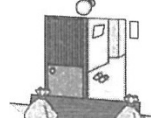
※区市町村で土のうの配布などを行っている場合があるため、区市町村にお問い合わせください

(2)ステップアップ



高くする
※出入口を道路側より高くする

(3)止水板



※板などを出入口に設置する

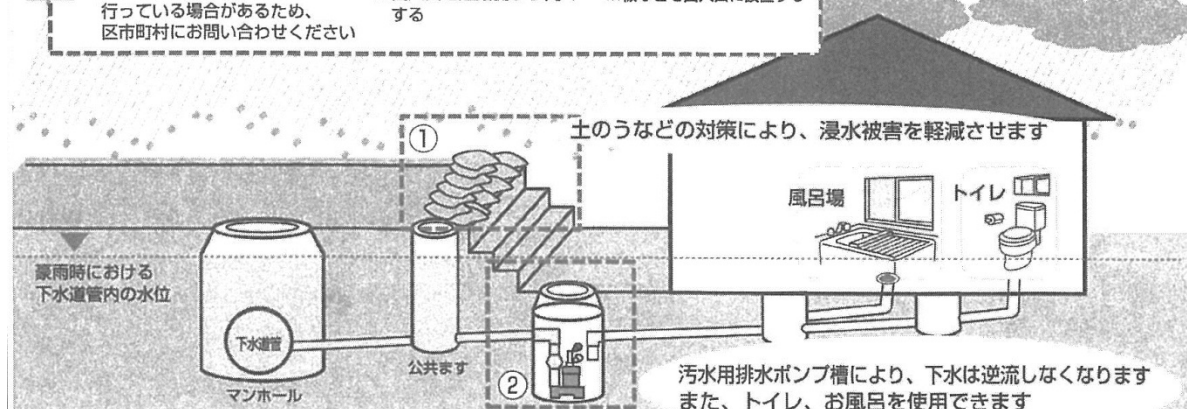


図 8 - 2 半地下家屋浸水対策事例

第4節 給水装置等との関連における注意事項

1 誤接合（クロスコネクション）に係る事故防止

給水装置との誤接合は、不適切な施工や使用により汚染された水が配水管に逆流すると、当該給水装置はもとより、ほかの多くの給水装置にまで衛生上の危険を及ぼすおそれがあるため、絶対に避けなければならない。

誤接合については、水道法施行令第5条第1項第6号に「当該給水装置以外の水管その他の設備と直接連結されていないこと」と規定されており、法で誤接合を禁止している。

なお、給水装置以外の給水とは、工業用水道、井戸水、農業用水道、温泉、雨水等の貯留水、薬品関係など上水道以外の配管のほか、受水槽以下の配管も含まれる。

2 逆流防止

水槽、プール、流し等に給水する給水装置であって、(水没する構造等)装置内が負圧になった場合に貯留水（たまっている水）が逆流するおそれがあるもので、それらと十分な吐水口空間を保持し、又は有効な逆流防止装置を具備する等水の逆流防止の措置を講じなければならない。

3 下水道使用料関係

(1) 水道水以外の水の汚水量の算定

水道水以外の井戸水、沢水、温泉水、雨水等（以下「井戸水など」という。）を使用し、公共下水道等に流す場合は、あらかじめ使用届の提出が必要となり、この汚水量の算定は次のとおりである。

ア 水道水以外の水のみ使用（井戸水など）

用 途	汚水量の算定（1か月）
家事用	1世帯 15 m ³ （定量）
家事用以外（井戸水等のメーターの設置の有無により異なる）	
メーターあり	井戸水などに設置したメーターで計量した水量
メーターなし	井戸ポンプなどの稼働時間などから算定した水量 （人員、業態、水の使用状況その他を勘案）

イ 水道水以外の水（井戸水など）と水道水を併せて使用

用 途	汚水量の算定（1か月）
家事用	1世帯 12 m ³ （定量）と水道水の使用水量 （使用量はそれぞれ算定し、合算）

(2) 外水栓等

アパートの共用栓等の外水栓からの排水を公共下水道等へ流す場合は、下水道使用料が賦課される（散水栓等で排水が地下浸透する場合を除く。）。

4 水洗化の促進

局は、下水道などの供用を開始した地域を対象に、融資あっせん・助成金制度による水洗化への支援制度を引き続き実施するとともに、新聞や広報あきた、市民便利帳などを活用し、水洗化に関する情報提供を行う。

また、供用開始からの経過年数にあわせて、個別PRやアンケート調査を行うなど、水洗化の促進に努める。また、これらに加え、個人で浄化槽を設置するなど、既に下水道以外の手法で水洗化を行っている世帯、法人および集合住宅所有者への戸別訪問を重点的に行い、公共下水道等への接続促進を図る。

5 排水を処理するまでの経路等と下水道使用料の賦課

排水を処理するまでの経路等と下水道使用料を賦課するケースは表8-5のとおりである。

表8-5 排水を処理するまでの経路等と下水道使用料の賦課

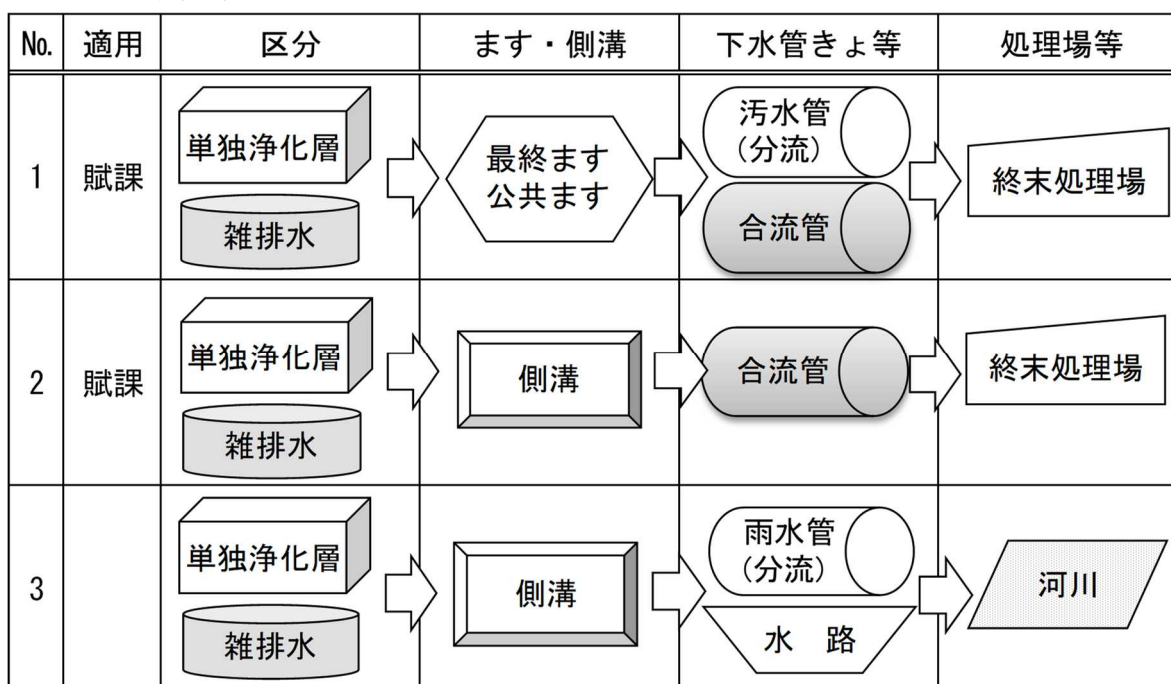
(1) 公共下水道等（水洗化済）

No.	適用	区分	ます・側溝	下水管きよ	処理場
1	賦課	水洗化済	最終ます 公共ます	污水管 (分流) 合流管	終末処理場

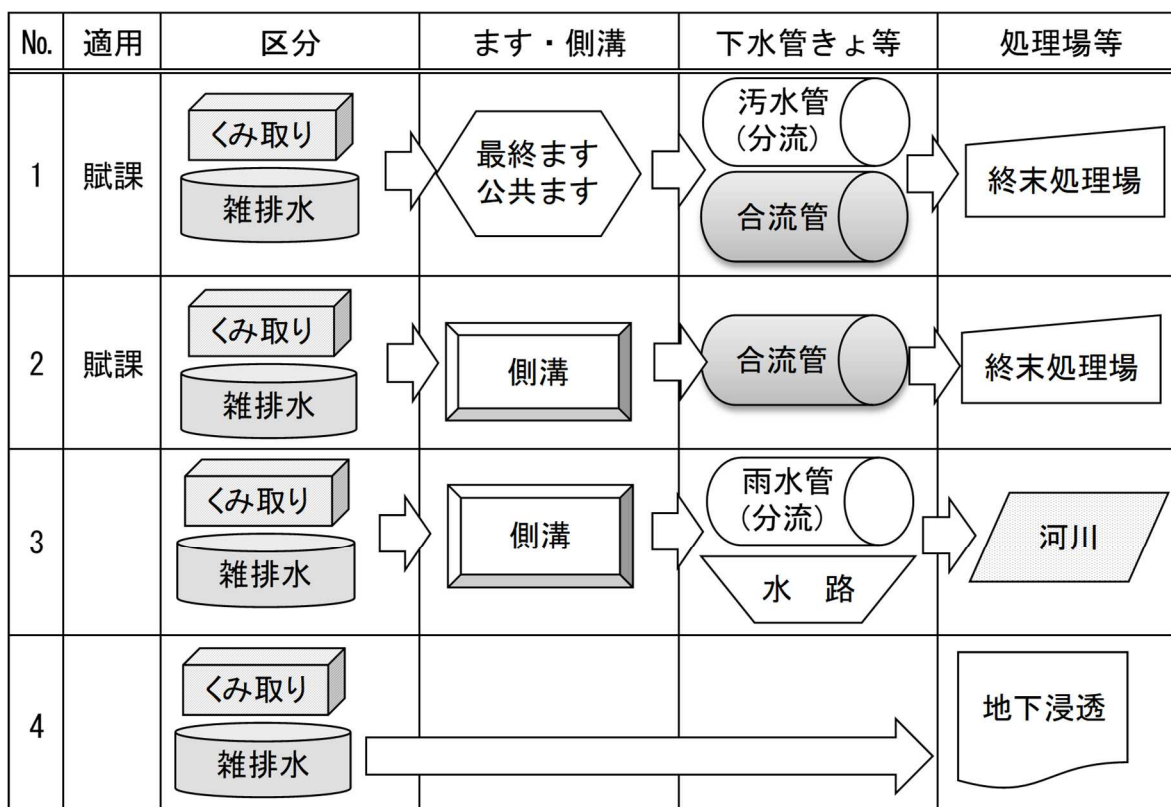
(2) 合併浄化槽

No.	適用	区分	ます・側溝	下水管きよ	処理場等
1	賦課	合併 浄化槽	最終ます 公共ます	污水管 (分流) 合流管	終末処理場
2	賦課	合併 浄化槽	側溝	合流管	終末処理場
3		合併 浄化槽	側溝	雨水管 (分流) 水路	河川

(3) 単独浄化槽



(4) くみ取り



第5節 工事台帳および管路情報画面の閲覧・交付

1 工事台帳の閲覧および複写図の交付申請

- (1) 給水装置および排水設備工事台帳（以下「台帳」という。）の閲覧や複写を申請することができる者は、本人又は委任状【様式集 78】持参者とする。

なお、申請者は下記の身分を確認できるものを提示しなければならない。

ア 給水装置および排水設備所有者本人

運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等。

イ 給水装置および排水設備所有者の受任者。

委任状、運転免許証、マイナンバーカード等を持参した者。

- (2) 台帳の閲覧および複写交付を希望する場合は、給水装置・排水整備工事台帳閲覧・複写申請書【様式集 77】に必要事項を記入し、給排水課の窓口へ申請する。

なお、給水装置および排水設備所有者から委任を受けた者は、委任状を添付して申請するものとする。

- (3) 台帳の複写費は、1部につき 300 円（税抜）とし、申込者の負担とする。なお、申込者は給排水課で発行した納入通知書により、お客様センターで納入する。

- (4) 閲覧および複写交付ができるのは、局で保存している台帳とする。

2 上下水道管路情報の閲覧および複写図の交付申請

- (1) 複写図は、個人情報保護のため、氏名等個人に関する情報は表示していない。

なお、参考資料としての利用であることを周知するため、図の余白に注意事項を印刷してある。

- (2) 手続方法

ア 自由閲覧システムの場合

(ア) 自由閲覧システムにより複写図の閲覧および交付を希望する場合は、給排水課に設置している自由閲覧システムにより行うものとする。

(イ) 図面の複写費は、カラー 1 枚 50 円（税込）、白黒 1 枚 10 円（税込）とし、申込者の負担により自由閲覧システムの課金装置により納入すること。

イ 窓口の場合

(ア) 上下水道管路情報（マッピング画面）複写図の閲覧および交付を希望する場合は、給排水課の窓口で備付けの上下水道管路情報複写図交付申請書【様式集 No.79】に必要事項を記入し申請する。ただし、窓口での対応は自由閲覧システムの稼働時間外に限る。

(イ) 図面の複写費は、カラー 1 枚 50 円（税込）、白黒 1 枚 10 円（税込）であり、申込者が負担する。申込者は、給排水課で発行した納入通知書によりお客様センターで納入する。

- (3) 閲覧および複写交付できるのは、局で保存している情報とする。

上 下 水 道 管 路 情 報 複 写 図 交 付 申 請 書

〇〇 年〇〇月〇〇日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

上 水 道		下 水 道	
申 請 者	住 所	秋田市川尻〇〇町〇〇番〇〇号	
	ふ り が な	〇〇ふどうさん	
	会 社 名	〇〇不動産株式会社 (業者コード)	
	ふ り が な 氏 名	すいどう たろう 水 道 太 郎	
	連 絡 先	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
確 認 欄	交 付 部 数		納 付 書 番 号
	白 黒	1 0 円 × 枚	
	カラー	5 0 円 × 枚	
備考	(マンホール・バルブ・消火栓・水栓)		対応者

第 6 節 測 量

測量とは、地球表面上の諸点の位置関係を定める技術であって、これらの各地点間の距離や高低差、またそれら各地点間を結ぶ線の方角を測定することが基本となる。

測量では、実際の測定結果より得られた資料から距離、角度、方向、高さ、面積、体積等の計算や、地図や縦横断図等を作成する作業を行うことから、作成された設計図面等から、定められた施設の位置を現地に設定するための基本的な作業である。

排水設備の測量は、以下のとおり基礎となる距離測量や水準測量等の方法がある。これらの詳細については、排水設備工事責任技術者講習用テキスト（社団法人 日本下水道協会）等を参照のこと。

第 7 節 雨水貯留浸透施設

雨水貯留浸透施設には、図 8-3 のとおり、浸透施設と貯留施設があり、それぞれ単独又は組み合わせて総合的に計画し、その設置目標に合った雨水流出抑制効果を十分に発揮させることが重要である。

平成 26 年に雨水の利用促進に関する法律が制定され「地方公共団体はその地区の自然的社会条件に応じて、雨水の利用に関する施策を策定し、及び施策の実施に努めなければならない。」等が規定されている。

また、特定都市河川浸水被害対策法で指定された浸水被害が著しい都市部の河川流域にあって、流域水害計画により雨水貯留浸透施設が義務付けられた流域では、雨水貯留浸透施設の適切な配置と機能維持、保持に努めなければならない。

一方で、平成 27 年の下水道法改正により浸水被害対策区域に民間が設置する雨水貯留施設を下水道管理者が協定に基づき管理する制度も創設された。

なお、本市では、雨水貯留浸透施設の義務付けや協定に基づく管理制度は設定していないものの、設置に当たっては以下に留意するものとする。

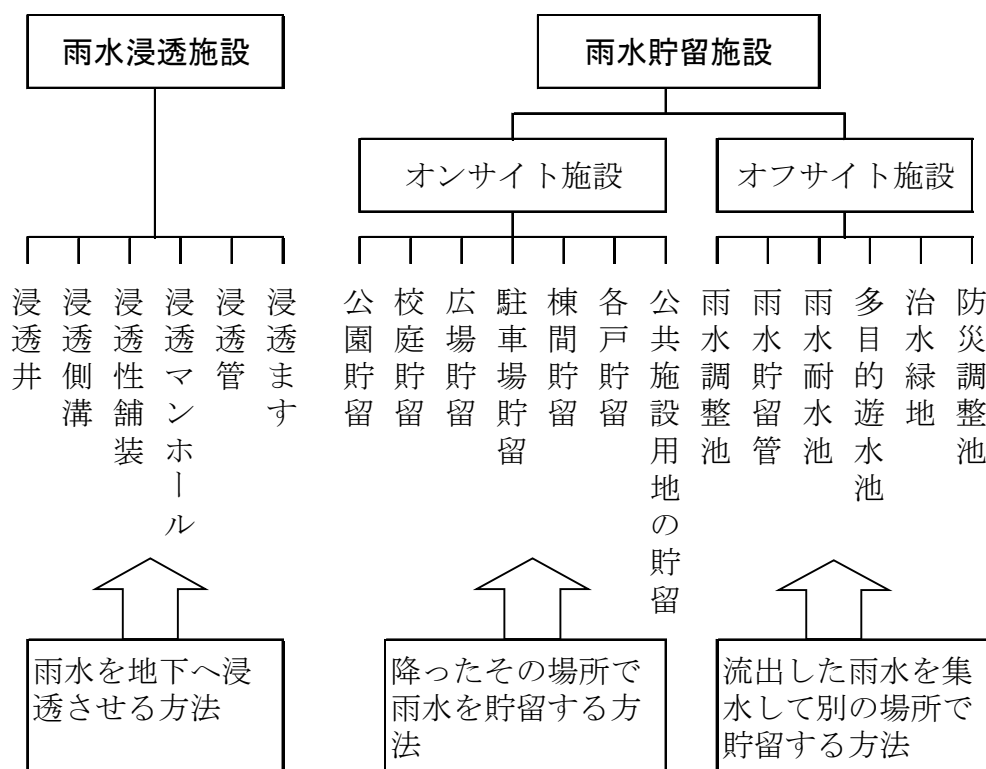


図 8-3 雨水貯留浸透施設の分類

1 雨水貯留浸透施設の設置に当たっての基本的事項

(1) 排水区域の下水道雨水排除計画に適合したものとすること。

設計に当たっては対象区域の雨水排除計画を把握、理解し、雨水流出抑制の効果を発揮することを基本とする。また、土地利用形態の変更により雨水流出量が増大する場合は、局と協議し、下水道施設の負担軽減及び水環境の改善に努める。

ア 雨水浸透施設の設置禁止区域

(イ) 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 7 条）

(イ) 地すべり区域（地すべり等防止法第 7 条）

- (ウ) 擁壁上部、下部の区域
- (エ) 隣接地その他の居住及び自然環境を害するおそれのある区域
- (オ) 工場跡地、廃棄物の埋立地等で、土壌汚染が予想される区域
- イ 雨水浸透施設の設置に注意しなければならない区域
 - (ア) 隣地の地盤が低く、浸透した雨水による影響が及ぶおそれのある区域
 - (イ) 斜面や低地に盛土で造成した区域
 - (ウ) 既設浸透施設に隣地する区域
 - (エ) 地下水位が高い区域
- (2) 排水区域の地形、地質、地下水位及び周辺環境等を十分調査する。
- (3) 雨水浸透施設を設置する土地及び隣地の地形を把握し、浸透機能が十分に発揮できる施設の組合せを選定する。また、土地の条件によってはオープンスペースを利用した雨水貯留施設との併用も考慮する。
- (4) 雨水の浸透等によって地盤変動を引き起こすような場所には設置してはならない。また、浸透性の低い場所に設置する場合には、排水区域の周辺状況等に十分注意しなければならない。
- (5) 雨水浸透施設の選定に当たっては、その排水区に適し浸透効果が十分なものを選定すること。

2 設計

(1) 浸透管

浸透管は、側面に浸透孔を設けたもの又は有孔性の材料で造られたもので、材質はプラスチック製とコンクリート製のものがあり断面形状は円形である。その周囲を砕石等で覆い集水した雨水を地中に浸透させる施設であり、主に建物周辺、緑地、広場等に設置する。

ア 配管計画

建物の屋根から排出箇所及び地表面からの雨水の集水箇所、公共ます等排水施設の配置及び敷地の形状等を考慮して定める。浸透管には維持管理を考慮してますを設置し、この場合浸透効果を高めるため浸透ますが望ましい。

なお、計画最大降雨量を考慮してバイパス管を設ける場合もある。

イ 管径及びこう配

選定した施設の設計浸透量、地形等から定める。

- (ア) 管径は設計浸透量によって定める。
- (イ) こう配は緩こう配、浸透能力を十分発揮できるよう考慮する。

ウ 構造

浸透施設の位置及び地表面から流集した雨水を一時貯留しながら地中へ浸透させるものである。

- (ア) 浸透施設の位置及び設置条件により土かぶりが異なるが浸透管の上部砕石の埋戻しは 10 cm 程度を目安とし、排水系統及び立地条件に留意する。
- (イ) 加重がかかる場合は、これに耐える管種を選定するか又は防護し、浸透

能力を低下させることのないように配慮する。

- (ウ) 寒冷地では地下の凍結を防止するため浸透管の上部に保温材の設置や、埋戻し材（充てん剤）に凍上しないものを使用する。
- (エ) 多量のごみの流入が予想される場合は、取外しのできるフィルター（金網等）を流入管口、ます上部に設置する。

エ 排除方式

公共下水道の排除方式に従い公共ます等の排水設備に接続する。

(2) 浸透ます

浸透ますとは、ます本体が透水性を有するもので、その周囲に砕石等を充填する場合も一体的な構造として扱う。材質はプラスチック製とコンクリート製のものがある。

ア 設置箇所

一般的には、雨水排水系統の起点を浸透ますの起点とし、会合点、屈曲点、終点、その他維持管理上必要な箇所に設け、雨水が円滑に集水および排水できるように適切な箇所を選定する。

イ 構造

- (ア) 外圧及び地震などの自然災害によって破損しない堅固な構造とする。
- (イ) 底部は清掃等の維持管理上泥だめを設けるものと、浸透構造にするものとに分けられる。浸透構造とした場合は直接地中に雨水を浸透できる利点はあるが、ごみ、土砂等の目詰まりによって機能に支障をきたす場合があるので、選択に当たっては排水系統及び立地条件に留意する。

ウ ふた

堅固で耐久性のある材質とし、設置場所に適合した構造とする。集水用としては、地表面からの雨水を直接取り込める構造（格子型等）が有効とされるが、ますの清掃等維持管理の面も考慮して選択する。

エ 基礎

原則として砕石によるものとし、厚さは浸透能力を考慮した上で決定する。ます周辺を砕石等によって充てんする場合には、浸透域の範囲を検討するとともに、通水性の高い砕石等でます基礎を兼用させ、ます本体に傾斜あるいは沈下が生じないよう堅固なものにする。

また、寒冷地では、地下の凍結を防止するため保温材の使用や充てん剤に凍結しないものを使用する。

(3) 宅内雨水貯留槽

宅地内に設ける雨水貯留槽は、原則として屋根からの雨水を貯留するものとする。

ア 新たに設ける場合

設置箇所は、雨どいの近くに設置し、雨どいから雨水を引き込むものとする。また、降り始めの雨水は屋根の汚れ等を含んでいるため、それを除

く装置をつけ散水等に再利用されることが望まれる。

イ 既存施設を利用する場合

不要となった浄化槽を雨水貯留槽として利用する場合は、次の点に注意する。

(ア) 浄化槽は、槽内の水が空になったとき周囲の土圧等に耐えられるか、また、浄化槽として長期間使用していた場合は耐用年数も確認する。

(イ) 地下水位が高い場合は、槽内の水が空になったとき浮力により浮き上がらないかの検討を行う。なお、地下水位は季節によって変動するため調査が必要である。

3 施工

雨水浸透施設の施工は、原則として晴天時に行う。掘削地山面が雨にさらされると、土質によってはぬかるみとなり、浸透能力が著しく低下する。このため、降雨が予想される場合には施工を延期するほか、晴天時でもあっても掘削した部分の浸透管の設置は、その日のうちに終了させることが望ましい。

なお、浸透管及び浸透ますの施工に当たっては、次の事項を考慮する。

(1) 掘削

掘削は、深さおよび作業現場の状況に適した方法で行い、地山の保水、浸透能力を損なってはならない。

ア 掘削は、浸透管および浸透ますの大きさに応じた掘削幅とする。人力で掘削する場合は、地山面が平滑にならないようにし、後で充てんする砕石とのなじみをよくする。また、機械掘削の場合も浸透面とする側面と底面は、人力で施工する。

イ 床付け面は、浸透能力を低下させる原因となるので締固めを行ってはならない。基礎を施す場合は、砂等を敷き均し、極力足で踏み固めない。

ウ 寒冷地においては凍上化現象を防止するため、地盤の凍結深さを考慮して雨水浸透施設の浸透位置を凍結深さ以上とすることを考慮する。

(2) 基礎及び透水性シート

ア 雨水浸透施設の設置に先立ち、掘削全面に浸透性シートを敷く。掘削面を地山のままの状態で行うと、浸透管、浸透ますおよび充てん砕石等に土砂が混入し、浸透能力を減少させる一因となり、また、砕石層が直接地山に接し、目詰まりを早めるので地山の養生のためシートを施す。

イ 雨水浸透施設の構築後、敷設した砕石の上面をシートで覆い、浸透施設の保護と能力維持に努める。

ウ 浸透性シートは、化学繊維製で腐食しにくく、砕石の投入、敷均し等で破損しない十分な引っ張り強度を有するものを使用する。シートの敷設に当たっては、掘削面よりやや大きめの寸法に裁断したものを用い、砕石充てんの際、シートと砕石を地山に密着させ、かつ破損しないように十分注意して取り扱う。また、シートの継ぎ目は、すき間ができないよう配慮し、

串、番線などで固定しておくといよい。

(3) 浸透施設の築造

ア 雨水浸透施設は、浸透効果を高めるよう設計どおり設置する。砕石敷設に当たっては、浸透管および浸透ますの移動、損傷を起こさないよう注意する。管、ます等の周囲の砕石充てんは、施設に破損が生じないように入念に施工しなければならない。

イ 浸透管は、排水管の敷設と同様、受口を上流に向け下流から上流に向かって敷設する。継ぎ目は、モルタル等で充てんする必要はない。なお、浸透管に有孔管を用いる場合には、目詰り防止のため底部に孔がこないように設置する。

ウ 浸透ますの底部から浸透を図る場合は、底部をモルタル等で埋めてはならない。

エ 施工中は、浸透施設の内部に残土や砕石等が入らないように注意しなければならない。

(4) 埋戻し

ア 埋戻しにあたっては、埋戻し土砂等が充てんした砕石部に入らないようにシートの敷設状況を点検する。

イ 雨水浸透施設の上部埋戻し（一般に 10cm 以上）には、施設を十分保護できる埋戻し材で沈下のおそれのないものを使用する。

ウ 転圧は、構築した雨水浸透施設に影響を与えず、自然の地山の浸透能力を損なわない方法を選定し、慎重に行わなければならない。

(5) 設置位置に関する留意点

建物との離隔は原則として 30 cm を確保する。擁壁の高低差によって適切な離隔を確保する。

(6) 雨水トラップに関する留意点

合流区域では浸透施設の流末に雨水トラップを、汚水が雨水トラップに逆流するおそれのない位置に設置する。

4 施設の維持管理

雨水浸透施設は、浸透機能を保持するため、施設の管理者は適切な維持管理を行うものとする。

(1) 雨水浸透施設は、土砂、ゴミ等によって目詰まりを起こし、浸透能力を低下させるので定期的な点検を行う。

(2) 必要に応じて土砂、ゴミ等の清掃、搬出を行うこと。特に、地形的にゴミの溜まりやすい場所では、梅雨時、台風シーズン前に清掃するのが望ましい。

(3) 施設の補修を要すると認められた場合は、速やかに措置をする。

第 8 節 農業集落排水の処理可能な雑排水の取扱い

農業集落排水の処理可能な雑排水の取扱いについて、環境省からの通知（平成 31 年 3 月 20 日付け環循適発 1903208 号）により、表 8－6 に示す業種の排水で 1 日当たりの平均的な排出量が 50 m³未満であるものは、その性状及び特性から処理可能な雑排水として扱っても支障がないものとなっている。

なお、申請に当たって、局と事前協議をすること。

表 8－6 農業集落排水の処理可能な雑排水について

産業分類	業 種	留 意 事 項
091	畜産食料品製造業	1 設計 BOD 負荷量を超えないこと。 2 BOD に対する N の割合が 5 % 程度であること。 ※ 5 % 程度でない場合、各浄化槽の性能により判断すること。 3 BOD に対する P の割合が 1 % 程度であること ※ 1 % 程度でない場合、各浄化槽の性能により判断すること。
093(123)	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	
0931(1231)	野菜缶詰・果物缶詰・農産保存食料品製造業	
0932(1232)	野菜漬物製造業	
094	調味料製造業	上記 2，3 と同様。
097(127)	パン・菓子製造業	
0971(1271)	パン製造業	
0972(1272)	生菓子製造業	
0973(1273)	ビスケット類・干菓子製造業	
0974(1274)	米菓製造業	
099(129)	その他食料品製造業	
0992(1293)	めん類製造業	

0993(1295)	豆腐・油揚げ製造業	
0994(1296)	あん類製造業	
0996(1298)	そう（惣）菜製造業	
101	清涼飲料製造業	上記 3 と同様。
102	酒類製造業	上記 1 ～ 3 と同様。
589	その他の飲食料品小売業	上記 2， 3 と同様。
1061	配合飼料製造業	

（注）産業分類は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月発行）による。（）内は平成 10 年 2 月発行の番号を示す。

第 9 節 参考図書

排水設備の設計については、第 4 章「設計」のとおりであるが、規模が大きい建築物の排水管径や除害施設、排水槽、ポンプ等を選定するに当たり、計算等が必要となることから、表 8－7 の図書を参考とすること。

表 8－7 排水設備の選定における参考図書

No.	排水設備および選定内容等	参考図書
1	屋内排水設備の管径 屋内排水管、通気管、雨水管の管径	SHASE－S206 給排水衛生設備基準・同解説 （公益社団法人空気調和・衛生工学会） （公益社団法人日本下水道協会）
2	繊維くず阻集器 コインランドリー等の排水設備に設置、有効容量選定	
3	排水槽と排水ポンプ 排水槽の有効容量、ポンプ能力の選定	
4	グリース阻集器 グリース阻集器はこの規格で選定「第 3 章第 4 節 6」参照	SHASE－S217 グリース阻集器 （公益社団法人空気調和・衛生工学会） （公益社団法人日本下水道協会）
5	オイル阻集器 有効容量の選定	SHASE－S221 オイル阻集器 （公益社団法人空気調和・衛生工学会） （公益社団法人日本下水道協会）
6	即時排水型ビルピット バレル容量、ポンプ能力の選定	下水道排水設備指針と解説 （公益社団法人日本下水道協会）

（注） 参考図書はそれぞれ最新版を参照すること。